附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　本省の定員は、この省令による改正後の法務省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の期間の欄に掲げる期間においては、同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
本省	令和五年十二月三十一日までの間	四七、一四五人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八七二人は、検察庁の職員の定員とする。

○法務省令第十九号

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第九十七号）の施行に伴い、並びに相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和三年法律第二十五号）第十五条第一項及び相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令（令和四年政令第三百十六号）第五条第一項第二号及び第八条の規定に基づき、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十日

法務大臣　齋藤　健

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行規則の一部を改正する省令

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行規則（令和五年法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（農地の地積に応じた負担金が算定される区域） **第十五条**　相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令（以下「令」という。）第五条第一項第二号に規定する法務省令で定める事業は、次に掲げる要件を満たしている事業とする。 一・二　［略］ （隣接する二筆以上の土地の負担金算定の特例の申出方法） **第十六条**　令第六条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を管轄法務局長に提出して行わなければならない。ただし、隣接する二筆以上の承認申請に係る土地の管轄法務局長が二以上あるときは、そのいずれかに対して提出するものとする。 一～三　［略］ 四　令第六条第二項の規定により共同して申出をするときは、その旨 （権限の委任） **第二十二条**　［略］ 一～十六　［略］ 十七　令第六条第一項の規定による特例の申出を受け付ける権限 十八　令第六条第三項の規定による負担金の算定	（農地の地積に応じた負担金が算定される区域） **第十五条**　相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令（以下「令」という。）第四条第一項第二号に規定する法務省令で定める事業は、次に掲げる要件を満たしている事業とする。 一・二　［同上］ （隣接する二筆以上の土地の負担金算定の特例の申出方法） **第十六条**　令第五条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を管轄法務局長に提出して行わなければならない。ただし、隣接する二筆以上の承認申請に係る土地の管轄法務局長が二以上あるときは、そのいずれかに対して提出するものとする。 一～三　［同上］ 四　令第五条第二項の規定により共同して申出をするときは、その旨 （権限の委任） **第二十二条**　［同上］ 一～十六　［同上］ 十七　令第五条第一項の規定による特例の申出を受け付ける権限 十八　令第五条第三項の規定による負担金の算定
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和五年四月二十七日）から施行する。